

旧警戒区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を1年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は平成23年3月から5月までの逸失利益が賠償されたほか、本社の移転費用、支店の開設費用等の追加的費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 1 逸失利益 | |
| (1) 建設業 | 352万5138円 |
| (平成23年3月11日から平成23年5月31日まで) | |
| (2) 不動産業 | 7977万4744円 |
| (平成23年3月11日から平成24年2月29日まで) | |
| 2 追加的費用（平成23年3月11日から平成24年2月29日まで） | |
| (1) 本社移転分 | 471万3434円 |
| ただし、補助金受領額421万8503円を控除後の金額として | |
| (2) 〇〇支店開設分 | 417万1168円 |
| (3) 〇〇支店開設分 | 38万2561円 |
| (4) 人件費 | 1288万5527円 |
| (5) 厚生費 | 106万0472円 |
| (6) 保険料 | 84万9819円 |
| (7) ガソリン代 | 141万2903円 |
| (8) 販売員旅費 | 154万6544円 |
| (9) 通信交通費 | 58万3931円 |
| (10) 企画・広報コンサルタント顧問費用 | 108万円 |
| 3 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 320万円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1億1518万6241円の支払義務があることを認める。

第3 既払いの未清算仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する未清算の仮払補償金250万円を支払済みであることを確認する。

この未清算の仮払補償金250万円について、第2項記載の和解金1億1518万6241円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月17日

(仲介委員 土屋 信)